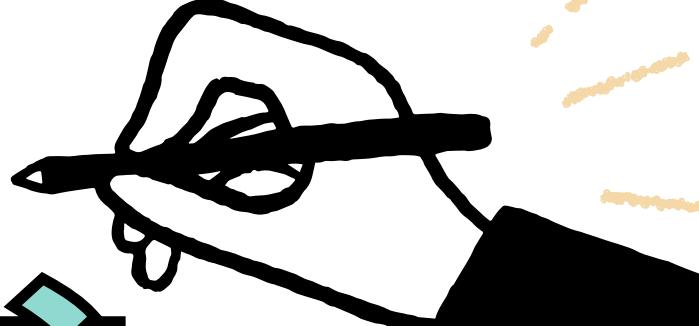


りんご園地等の再生のための

苗木



枝受支柱 購入助成

令和6年度の大雪により、りんご樹等及び支柱に被害を受けた
園地の再生及び補強を促進することで、農業経営の安定化を図り、
当市の農業の健全な発展に寄与するための助成金です。

苗木

申請期限

令和9年1月15日（金）



補植・改植用の 苗木の購入助成

対象者：弘前市に住所又は本店等を有する
生産者・生産者団体

補助率：対象経費の2/3以内(上限なし)

要件①：**国の事業の対象にならないこと**
(植栽面積2a未満、ねずみの食害、
振興品種以外の植栽等)

要件②：**令和8年11月30日までに購入した**
苗木であること

- 被害状況が分かる写真
- 領収証

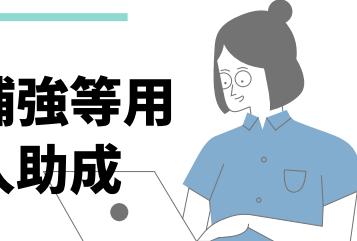
- 品目・本数・購入日が分かる注文書等
- 本人名義の通帳
- 印鑑（認印）

必要書類

枝受支柱

申請期限

令和8年1月16日（金）



被害果樹の補強等用 の支柱の購入助成

対象者：弘前市に住所又は本店等を有する
生産者・生産者団体・JA

補助率：対象経費の1/3以内(上限あり)

要件：**令和7年11月30日までに購入した**
枝受支柱であること

①JAから購入するJA組合員

JAが申請手続を行うため、市への申請は
不要です。

②JA以外から購入するJA組合員、組合員以外

- 領収書
- 品目・本数・購入日が分かる注文書等
- 本人名義の通帳
- 印鑑（認印）

① 発災日（令和7年1月8日以降）に購入した経費が対象となります。

② 助成の回数は、それぞれ1回までです。（複数回購入した場合は、まとめて
1回で申請。）



詳細はこちら